国土建第349号 平成28年12月19日

各 都 道 府 県 主 幹 部 局 長 あて

国土交通省土地·建設産業局建設業課長

監理技術者制度運用マニュアルの改正について

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成16年3月1日付け国総建第315号)等をもって従来から運用してきたところである。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成 28 年 6 月 22 日)において、元請の監理技術者等と下請の主任技術者について施工体制においてそれぞれが担う役割を明確化する必要があること、大規模工事における監理技術者の補佐的な役割を担う技術者を別途配置することが望ましい旨を明確化する必要があること、工場製品について監理技術者等は適宜合理的な方法で品質管理を行うことが必要であること、工事の一時中止等により監理技術者等の専任が不要となった期間に当該技術者に他の専任工事への従事を認めることについてその範囲や認める場合の具体的な方法等の検討が必要であることが提言された。

これを受け、また、これまでの法令改正等を踏まえ、下記のとおり「監理技術者制度運用マニュアル」を改正したので送付する。

貴職におかれては、これを踏まえ、監理技術者制度が的確に運用されるよう、建設業者に対し適切な指導を行うとともに、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業団体に対しても速やかに関係事項の周知及び徹底方取り計らわれたい。

国土建第350号 平成28年12月19日

地方整備局等建設業担当部長あて

国土交通省土地·建設産業局建設業課長

監理技術者制度運用マニュアルの改正について

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成16年3月1日付け国総建第316号)等をもって従来から運用してきたところである。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成 28 年 6 月 22 日)において、元請の監理技術者等と下請の主任技術者について施工体制においてそれぞれが担う役割を明確化する必要があること、大規模工事における監理技術者の補佐的な役割を担う技術者を別途配置することが望ましい旨を明確化する必要があること、工場製品について監理技術者等は適宜合理的な方法で品質管理を行うことが必要であること、工事の一時中止等により監理技術者等の専任が不要となった期間に当該技術者に他の専任工事への従事を認めることについてその範囲や認める場合の具体的な方法等の検討が必要であることが提言された。

これを受け、また、これまでの法令改正等を踏まえ、下記のとおり「監理技術者制度運用マニュアル」を改正したので送付する。

貴職におかれては、これを踏まえ、監理技術者制度が的確に運用されるよう、建 設業者に対し適切な指導を行われたい。

国 土 建 第 3 5 1 号 平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日

公共工事発注担当部局の長あて

国土交通省土地·建設産業局建設業課長

監理技術者制度運用マニュアルの改正について

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成16年3月1日付け国総建第317号)等をもって従来から運用してきたところである。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成 28 年 6 月 22 日)において、元請の監理技術者等と下請の主任技術者について施工体制においてそれぞれが担う役割を明確化する必要があること、大規模工事における監理技術者の補佐的な役割を担う技術者を別途配置することが望ましい旨を明確化する必要があること、工場製品について監理技術者等は適宜合理的な方法で品質管理を行うことが必要であること、工事の一時中止等により監理技術者等の専任が不要となった期間に当該技術者に他の専任工事への従事を認めることについてその範囲や認める場合の具体的な方法等の検討が必要であることが提言された。

これを受け、また、これまでの法令改正等を踏まえ、下記のとおり「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、当職から地方整備局等建設業担当部長及び各都道府県建設業担当主幹部局長あて通知した。

標記マニュアルは、建設業行政の担当部局が建設業者に対して指導を行う際の指針となると同時に、公共工事の発注者がその発注に係る建設工事について監理技術者等に関する制度の理解と的確な運用を通じて建設工事の適正な施工の確保に資するものであるので、参考とされたく送付する。

併せて、貴管下の関係機関に対し、周知方お願いする。

国土建第352号 平成28年12月19日

建設業者団体の長あて

国土交通省土地·建設産業局建設業課長

監理技術者制度運用マニュアルの改正について

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成16年3月1日付け国総建第318号)等をもって従来から運用してきたところである。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成28年6月22日)において、元請の監理技術者等と下請の主任技術者について施工体制においてそれぞれが担う役割を明確化する必要があること、大規模工事における監理技術者の補佐的な役割を担う技術者を別途配置することが望ましい旨を明確化する必要があること、工場製品について監理技術者等は適宜合理的な方法で品質管理を行うことが必要であること、工事の一時中止等により監理技術者等の専任が不要となった期間に当該技術者に他の専任工事への従事を認めることについてその範囲や認める場合の具体的な方法等の検討が必要であることが提言された。

これを受け、また、これまでの法令改正等を踏まえ、下記のとおり「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、当職から地方整備局等建設業担当部長及び各都道府県建設業担当主幹部局長あて通知した。

標記マニュアルは、行政担当部局が指導を行う際の指針となると同時に、建設業者が業務を遂行する際の参考となるものであるので、別添のとおり送付する。

また、貴団体参加の建設業者に対し、周知方お願いする。